## 駒澤大学仏教経済研究所規程

第一条 駒澤大学に、仏教経済研究所(以下「研究所」とい

う)を設置する。

自的

第二条 研究所は、建学の理念に基づき、仏教と経済に関 連する研究を行うことを目的とする。

第三条

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 研究会及び講演会の開催

図書及び研究紀要の刊行

研究図書・資料の収集

の連携並びに学会等の開催 国内外の同種の研究団体及び関係する諸機関等と

(五) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

職員

第四条 研究所に次の職員を置く。

所長 一人

副所長 一人

所員 若干人

とする。ただし、再任を妨げない。 任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年 所長及び副所長は、運営委員会の議を経て、本学専

> 識経験者の中から、運営委員会の議を経て、学長がこ れを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を 所員は本学の専任教員及び本研究所が必要とする学

妨げない。

(所長及び副所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所を統括する。 二 副所長は、所長の職務を補佐する。

(幹事)

第六条 所長及び副所長を補佐し、研究所の事務を掌るた

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長 め、研究所に幹事を置く。

がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再

任を妨げない。

(顧問)

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営を

顧問は、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。 はかるため若干人の顧問を置く。

第八条 研究所には、運営に関わる総ての事項を審議決定 するために運営委員会を置く。

(運営委員会)

二 運営委員会は、所長、副所長及び所員をもって構成

(研究員)

する。

第九条 研究所に、 研究員を置く。

_	
_	
C	)

研究所員	同	研究所員	幹事	副所長	所長				四十一年	二、この規程施行の際、従前の仏教経済研究所規程	一、この規程	附則	学の	第十一条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、	(規程の改廃)	その他をもって充てる。	第十条 研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、	(運営費)	その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。	を、運営委員会の議を経て所長が委嘱するものとし、	以上の学識を有する国内外の研究者の中から、	る本学	二研究
経済学部教授	同	駒澤大学名誉教授	同	同	仏教学部教授	7.5.4.季新沙布罗萨曼等	駒澤大学仏教経済研究所運営組織		年四月一日制定)は廃止する。		<b>然程は平成六年四月一日から施行する。</b>		学の承認を得なければならない。									る本学の大学院学生及び大学院学生と同等またはそれ	研究員は、本研究所で行う研究活動に参加を希望す
松井	岡部	奈良	奥野	四津谷	長谷部	乔糸	<del>诅</del> 戠			研究所担	りする。			云の議を			中間予算		仕を妨げ	嘱するも	の中から	0 同等ま	動に参加
柳平	和雄	康明	光賢	- 谷孝道	八朗					発(昭和				経て、大			、寄附金		ない。	のとし、	、適任者	たはそれ	を希望す
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	研究員	同	同	同	同	同	同	同		同	同	研究所員
													八洲学園大学教授	東京電機大学特任教授	明治大学政治経済学部教授	駒澤大学非常勤講師	足利工業大学名誉教授	文学部教授	総合教育研究部教授	学部教授	グローバル・メディア・スタディーズ	医療健康科学部教授	経営学部教授
木村佐慧子	川戸	加藤	小畑	大森	大久保一	大戸	上野	伊藤	伊東	荒木	新井	青田	岩井	工藤	柴﨑	小山	安原	李	西村	川崎	ノイーズ	熊坂さつき	明石
慧子	和史	隆一	嘉丈	一樹	一德	章義	徳親	良久	徹真	稔恵	聡子	英策	貴生	豊	文	一乘	和雄	妍焱	祐子	賢一		つき	博行

坂本 齋藤 駒ヶ嶺法子

同同同同同同同同同同同同同同研研研

(平成二十六年四月現在) 和渡米吉横山山山三藤藤秀比花成中永田辺山田井本下口土原本島嘉野田條井 田真理子 靜 教 元 行 裕 修 典 義 峻 充 英邦 章 隆 雄 樹 平 敦 嗣 朗 岳 道 道